

# 昭和 100 年記念式典事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

昭和 100 年記念式典事業実施委託業務

### (2) 業務の目的

昭和元年から起算して満 100 年となる本年に、高知の 100 年の振り返りとともに未来を考える記念式典等を開催することで、その記憶や先人の精神を継承し、高知県の強みを生かしながら人口減少をはじめとした地域課題の解決と未来の高知の活性化に向けたきっかけをつくることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「昭和 100 年記念式典事業実施委託業務仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 2 見積限度額

9,391 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「昭和 100 年記念式典事業実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「提案者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

候補者と県は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10 日以内（県の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

### (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること

①高知県内に本店を有する者であること

②高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること

### (2) 高知県の物品購入等にかかる競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること

### (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) (2) で競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める申請書（令和6～令和8年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること  
 <高知県知事が定める申請書の提出先>  
 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
 高知県会計管理局総務事務センター

## 6 説明会

日時：令和8年3月13日（金）午後3時半から午後4時半まで

場所：オンライン開催（Zoom）

※ZoomのURLやミーティングID等は参加申込者に別途知らせる。

特記：別紙様式1により、令和8年3月12日（木）午後5時までに電子メールにて申込みのうえ、電話により着信を確認すること。

※説明会への参加は、プロポーザル参加の条件としない。

## 7 質疑と回答

質疑は令和8年3月16日（月）午後5時までに別紙様式2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、令和8年3月17日（火）までに政策企画課ホームページに随時掲載する。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類（別紙様式4から5、その他の必要書類）を添えて申し込むこと。申込に当たって提出する書類を次表に示すとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称及び内容	規格	提出部数
1	参加申込書（別紙様式3）	A4縦	1部
2	法人概要書（別紙様式4）	A4縦	1部
3	事業実績一覧表（別紙様式5）	A4縦	1部

※ 5（8）の場合は、「法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことがわかる書類（発行3ヶ月以内のもの）」及び「法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内の

もの)」を各1部提出すること。

(1) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和8年3月23日(月)午後5時必着

イ 提出方法

持参、郵送(書留郵便または配達証明に限る。)又は電子メール  
※電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎2階  
高知県総合企画部政策企画課 担当者:吉本、山本  
TEL:088-823-9563  
MAIL:080201@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部政策企画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件を確認したのち、令和8年3月24日(火)までに申込者へ電子メールの送信等で通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、資格要件を満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- イ 説明を求められたときは、知事は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

## 9 企画提案書の作成

別添「昭和100年記念式典事業実施委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成すること。

## 10 審査

別添「昭和100年記念式典事業実施委託業務業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

## 11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

(高知県情報公開条例)

[[https://ops-jg.d1-](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj)

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj)]

## 12 日程（予定）

- 令和8年3月13日（金）説明会（午後3時半～午後4時半）
- 3月16日（月）質疑書提出締切（午後5時必着）
- 3月17日（火）質疑回答
- 3月23日（月）参加申込書及び資格確認書類（午後5時必着）
- 3月24日（火）資格要件確認結果通知
- 3月31日（火）企画提案書の提出期限（正午必着）
- 4月6日（月）審査委員会（プレゼンテーション）
- 4月7日（火）審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出すること。  
開示・非開示の判断は、提出された様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

## 14 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

(5) 令和8年度高知県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行う場合がある。

**15 問い合わせ先**

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部政策企画課 担当者：吉本、山本

TEL：088-823-9563

MAIL：080201@ken.pref.kochi.lg.jp